

令和5年10月11日

各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課

文部科学省私学部私学行政課

飲酒運転の防止に向けた広報啓発用資料の活用等について（依頼）

平素から文部科学行政に格別の御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定の適用を令和5年12月1日から開始することについて周知を図るため、添付のとおり警察庁から依頼がまいりました。

つきましては、添付の広報啓発用資料のデータを御活用いただき、アルコール検知器の配備など安全運転管理者の業務の拡充に伴う適切な対応や、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

都道府県私立学校主管部課におかれては本件について、所轄の学校法人等に対して、周知いただきますようお願いいたします。